

公益社団法人大分県社会福祉士会 報酬・日当規則

(目的)

第1条 この規則は、会員及び非会員に対して支給する報酬、日当について定める。

(報酬・日当)

第2条 本会が主催又は委託されて開催する講座、研修等の講師以外の報酬・日当を下記の報酬・日当基準表の通りとする。

- 2) 上記規定に関わらず予算等で支払い報酬が適切でない場合は、理事会で報酬額の決定を行う。
- 3) 日当は本会事業に従事する場合は、原則として支給しない。
但し、委員会が認めた場合は、別に定める基準による。但し、収支予算書を事前に提出し、理事会の承認を得なければいけない。
- 4) サービス管理責任者等研修会の報酬・日当については別紙1に定めるものとする。

(規則の変更)

第3条 この規則の変更は理事会の議決を得なければならない。

<報酬・日当基準表>

内容	区分	支払額
ファシリテーター	会員	1,000円/1時間
スタッフ日当謝金	会員	1,000円/1日
弁当・交通費	会員	500円/1日
ファシリテーター	非会員	別に定める

本会との委託契約事業により継続的に業務を担当する場合は、委託先の規定及び予算によるが、事務費相当分を控除した報酬・日当とする。事務費とは、日当支払い等の金銭管理、振込手数料等とする。

附 則 この規則は平成25年4月1日から施行する。
変更した規則は2019年4月1日から施行する。

別紙 1

<サービス管理責任者等研修会>

内容	区分	支払額
演習講師	会員・非会員	4,000円/1時間
ファシリテーター	会員・非会員	3,000円/1時間